

佐野市省エネ家電購入支援補助金交付要綱

(令和6年3月29日佐野市告示第99号)

(趣旨)

第1条 エネルギー価格高騰の影響を受ける市民を支援するとともに、省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具（以下「家電」という。）の普及を促進し、もって本市における温室効果ガスの排出削減を図るため、省エネルギー性能の高い家電を購入する市民に対し、市が予算の範囲内で交付する省エネ家電購入支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売店 市の区域内に存する家電を販売する店舗、事業所又は営業所をいう。
- (2) エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。
- (3) 冷蔵庫 令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。
- (4) 照明器具 令第18条第3号に規定する照明器具をいう。
- (5) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の規定により算出される多段階評価点その他の事項に係る同告示に定める様式による表示をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) この告示による補助金の交付の申請をする日において本市の住民基本台帳に記録されている者であって、その者の属する世帯の世帯主であること。
- (2) 申請に係る補助対象家電（次条に規定する補助対象家電をいう。この号において同じ。）と同じ区分の補助対象家電について、既にこの告示による補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (3) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）に滞納がないこと。

(補助対象家電)

第4条 補助金の交付の対象となる家電（以下「補助対象家電」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 販売店から直接購入する新品の家電であること。
- (2) 次のいずれかに該当する家電であること。ただし、資源エネルギー庁が公表する省エネ型製品情報において公表されているものに限る。

ア 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上のエアコンであること。

イ 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上の冷蔵庫であること。

ウ 統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上の照明器具であること。

(3) 申請者自らが居住する市の区域内に存する住宅（併用住宅にあつては住宅部分に限る。以下同じ。）に設置する家電であること。

(4) この告示の施行の日から令和7年1月31日までの期間に購入し、かつ、設置する家電であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家電の購入及び設置（買換えの場合にあつては、既存の家電の撤去及び処分を含む。）に係る費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、2万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、省エネ家電購入支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る補助対象家電を購入したことが分かる書類
- (2) 補助対象経費の額が分かる書類
- (3) 申請に係る補助対象家電の統一省エネラベルが確認できるカタログ等の写し
- (4) 申請に係る補助対象家電の製造者又は販売店が発行した保証書の写し
- (5) 申請に係る補助対象家電を自らが居住する住宅に設置したことが分かる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による書面による申請書の提出に替えて、市長が指定する電子申請（市長の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）の方法により、申請書（前項各号に掲げる書類を含む。）を提出することができる。

3 前2項の規定による申請書の提出は、令和7年1月31日までに行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、第4条第2号アからウまでに掲げる家電の区分ごとに行うことができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは省エネ家電購入支援補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときは省エネ家電購入支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助対象家電の譲渡等の禁止)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から起算して1年を経過するまでは、当該補助金に係る補助対象家電を第三者に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の様式)

第13条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(佐野市省エネ家電購入支援補助金交付要綱の廃止)

2 佐野市省エネ家電購入支援補助金交付要綱（令和5年佐野市告示第135号）は、廃止する。

(補助対象家電に関する特例)

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定による廃止前の佐野市省エネ家電購入支援補助金交付要綱の規定により、省エネ家電購入支援補助金の交付の決定を受けている場合は、当該決定に係る補助対象家電の品目については、この告示の規定による補助金に係る補助対象家電の対象としない。